

第 56 回 (2011 年)

問 30 報告の徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、毎年 3 月 31 日に所持している特定放射性同位元素について、特定放射性同位元素の所持に係る報告書により同日の翌日から起算して 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- B 許可使用者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量が、文部科学大臣が定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- D 許可使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 1 ABC のみ    2 ABD のみ    3 ACD のみ    4 BCD のみ    ⑤ ABCD すべて